

学校規模に関する関係法令等（抜粋）

◆学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省第 11 号）

（学級数の標準）

第 4 1 条 小学校の学級数は、1 2 学級以上 1 8 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

※同規則第 7 9 条により、中学校に準用する。

◆義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）

（適正な学校規模の条件）

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号※の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね 1 2 学級から 1 8 学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校においてはおおむね 4 k m 以内、中学校にあってはおおむね 6 k m 以内であること。
- 2 5 学級以下の学級数の学校と前項第 1 号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「1 8 学級」とあるのは、「2 4 学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第 1 号又第 2 号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる条件に適合するものとみなす。

※【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律】

第 3 条 国は政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

（一～三 省略）

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第 4 号の適正な規模の条件は、政令で定める。

◆公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）

（学級編制の標準）

第 3 条 公立の義務教育諸学校の学級数は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の一学級の児童又は生徒の数の標準は、次の表の上覧に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40 人
	二の学年の児童で編制する学級	16 人（第一学年の児童を含む学級にあつては、8 人）
	学校教育法第 81 条第 2 項及び第 3 項に規定する特別支援学級	8 人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の児童で編制する学級	40 人
	二の学年の児童で編制する学級	8 人
	学校教育法第 81 条第 2 項及び第 3 項に規定する特別支援学級	8 人

◆文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料（昭和 59 年）

学級数による学校規模の分類（小学校・中学校に適用）

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31 以上